



平成 26 年 11 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 アートネイチャー
代表者名 代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛
(東証第一部・コード7823)
問合せ先 取締役兼上席執行役員経営企画部長 内藤 功
電話 03-3379-3228

株主代表訴訟の控訴審に関するお知らせ

平成 26 年 7 月 11 日付「株主代表訴訟の控訴に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社株主 4 名が当社取締役 5 名（うち 3 名は退任）及び監査役 3 名に対して損害賠償を請求した株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）の控訴審につきまして、本日判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所第 5 民事部 平成 26 年 11 月 26 日

2. 訴訟の経緯

本件代表訴訟は、当社株主 4 名（一審原告ら）が、平成 18 年 3 月 9 日開催の当社臨時株主総会決議に基づいて行った第三者割当増資の割当価額が著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、増資時の当社取締役 5 名及び監査役 3 名に対し、8 億 168 万円の損害賠償を請求していたものです。本件代表訴訟は、平成 26 年 6 月 26 日、東京地方裁判所において請求棄却判決がなされたところ、一審原告（控訴人）らが同判決を不服として、東京高等裁判所に対し控訴を提起していました。

3. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであります。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は控訴人らの負担とする。

4. 今後の見通し

今後、本件代表訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上